**【令和７年4月1日以降に計画届を提出する場合】**

**人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））計画届チェックリスト**

登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人または指定教育訓練実施者に委託して

技能実習を実施する場合は、計画届は不要です

**自ら実施または上記教習機関等以外に委託して実施する場合や、上記教習機関へ委託するが、**

**一部を事業主自ら行う場合などは訓練を実施する前に、事前に計画届の提出が必要です**

・**計画届の提出時に、この用紙を用いて必要書類をチェックし、計画届の最上部に添付してください**。

・訓練を実施しようとする日の**１週間前**までに提出してください。（3か月前から提出できます）

※提出期限を過ぎた場合は計画書を受理することができませんのでご注意ください。

**■　問い合わせ・提出先　■**

宮城労働局 職業安定部

職業対策課　助成金センター

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町１番地　　　　　　　　　　　　　　第４合同庁舎

　　　　　ＴＥＬ　022-２９９-８０６３

○事業所名

○事務担当者　所属・氏名

○連絡先　ＴＥＬ

　　　　　　　ＦＡＸ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出様式・添付書類等 | 注意事項 | 事業所ﾁｪｯｸ | 労働局ﾁｪｯｸ |
|  | **人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））計画届（建技様式第１号）****※裏面も印刷してください** | ・修正液や修正テープは使用不可 |  |  |

※この計画届を持って支給となるものではなく、技能実習を終了した日の翌日から起算して原則２か月以内に支給申請書(建技様式第３号)および添付書類を提出していただきます。

イメージ図　　令和７年５月16日開始の技能実習を受講するケース

申請書提出期限

支給申請期限

計画届提出期限

支給申請期限

技能実習期間

R7

・

７

・

20

R7

・

５

・

21

R7

・

５

・

16

開

始

R7

・

５

・

20

終

了

R7

・

５

・

９

ま

で

二か月

一週間

申

請

期

間

末

日

申

請

期

間

初

日

※計画届を提出後、実施日、実習内容、講習実施機関名（主催者名）、実施場所に変更が生じた場合は、計画変更届（建技様式第２号）及び変更内容が確認できる書類をご提出ください。

※技能実習の開始日が変更となる場合については、当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに提出してください。